

被災中小企業施設・設備整備資金貸付要綱

公益財団法人ひろしま産業振興機構

(目的)

第1条 この要綱は、平成30年7月豪雨で被災した地域産業の復旧及び復興を支援するため、公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「産振構」という。）が実施する平成30年7月豪雨に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（以下「施設等整備支援事業」という。）について必要な事項を定め、その適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項各号に掲げる者
- (2) 貸付事業 広島県（以下「県」という。）が作成する平成30年7月豪雨に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金貸付要綱（以下「県貸付要綱」という。）第2条第1号に規定する貸付事業
- (3) 管理事業 県貸付要綱第2条第2号に規定する管理事業

(貸付対象者)

第3条 貸付対象者は、広島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱（以下「グループ補助金交付要綱」という。）第7条第1項の規定による交付決定を受けた中小企業者とする。

2 貸付事業の借入れを希望する前項に規定する者（以下「借入申請者」という。）が、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、貸付対象としない。

- (1) 破産、民事再生、特別清算等法的整理の手続き中の場合（申立中の場合を含む。）又は

私的整理の手続き中の場合

- (2) 手形又は小切手について不渡りがある場合及び取引停止処分を受けている場合
 - (3) 信用保証協会に対し求償権債務が残っている場合
 - (4) 融通手形操作等を行っている場合
 - (5) 粉飾決算を行っている場合
 - (6) 多額な高利借入を利用している場合
 - (7) 業績が極端に悪化し大幅な債務超過の状態に陥っており、事業好転が望めず事業継続が危ぶまれる場合
 - (8) 税金を滞納し、完納の見通しが立たない場合
 - (9) 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
 - (10) 反社会的勢力である場合
 - (11) 暴力的不法行為者等又は金融斡旋屋等の第三者が介在する場合
 - (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を行っている者である場合（同法第2条第1項第2号に掲げる料理店、同項第8号に掲げる営業を除く。）
- 3 貸付事業による貸付決定後、借入申請者が、前項各号に掲げる場合に該当することが明らかとなった場合には、貸付決定を取り消し、又は繰上償還を請求するものとする。

（貸付事業の内容）

第4条 産振構は、中小企業者が、グループ補助金交付要綱第7条第1項の規定による交付決定の対象となる間接補助事業を行うのに必要な資金の貸付けに係る事業を行う場合に、予算の範囲内において必要な資金を貸し付ける。

（貸付対象経費等）

第5条 貸付事業に係る貸付対象施設は、前条に掲げる間接補助事業の補助対象経費として

認められた建物、構築物又は設備とする。

- 2 貸付対象経費は、被災した施設若しくは設備を原形に復旧すること又は同一の設備を導入することを原則として算出するものとする。ただし、原形に復旧すること、同一の設備を導入することが不可能な場合には、従前の効用を復旧するための施設又は設備に要する費用とすることができる。
- 3 貸付期間が3年以下となる貸付けは、原則として行わない。
- 4 中古施設を貸付対象施設とする場合は、当該施設に係る貸付対象経費は、時価を上回らない額であって、当該施設の買い取り額、施設の取得又は維持に関する諸費用等から判断して妥当と認められる額とする。
- 5 次に掲げる費用は、貸付対象施設に係る資産計上が行われる場合には、第2項に定める貸付対象経費に含めることができるものとする。
 - (1) 当該資産の購入の代価及び当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額(資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・廃土費を含む。)
 - (2) 貸付対象経費に係る消費税及び地方消費税の額
- 6 第三者に長期間(1年以上の期間をいう。)の賃貸をすることを目的とする施設は、貸付対象としない。
- 7 国の補助金を直接又は間接に受けた又は受けることを予定している施設を貸付対象施設とする場合は、当該施設の金額から当該補助金額を控除した金額を貸付対象経費とする。

(貸付利率)

第6条 貸付けの利率は無利子とする。

(自己負担額)

第7条 貸付対象者の自己負担額は、貸付対象経費として妥当と認められた対象経費の10分の1又は10万円のうち、いずれか低い方の額とする。

(償還期間及び据置期間)

第8条 貸付金の償還期間は、20年以内とし、5年以内の据置期間を設けることができる。

- 2 前項の償還期間及び据置期間は、貸付対象施設の耐用年数、借入申請者の償還能力等を勘案して決定するものとする。

(償還方法)

第9条 償還方法は、原則として金融機関の口座引落としによる月賦均等償還とする。ただし、借入申請者にやむを得ない理由があると認められる場合は、手形差入れ又は金融機関の口座振込若しくは産振構が発行する納入通知書による償還、並びに年賦均等償還又は半年賦均等償還とすることができるものとする。

- 2 償還額は千円単位に切り捨てた額とし、その端数の金額はまとめて初回の償還期日に償還させるものとする。

(貸付金の貸付申請)

第10条 借入申請者は、施設等整備支援事業に係る資金の借入申込書(様式第1号)及び同申込書に定める添付書類を産振構が定める期日までに産振構に対して提出するものとする。

- 2 既に提出をした借入申込みについて、その内容の変更(次の各号に掲げる事由に該当するときに限る。)をしようとする者は、施設等整備支援事業に係る資金の借入変更申込書(様式第2号)を産振構に対して提出するものとする。

- (1) 貸付決定額を上回るとき。
- (2) 貸付決定額の20パーセントを超えて下回るとき。
- (3) 事業計画に著しい変更が生じたとき。

(貸付金の貸付審査)

第11条 産振構は、前条の申込書の内容について、書類審査、必要に応じて行う現地確認、借入申請者（それに準じる者を含む。）に対する面談等により調査を行い、その結果を踏まえ、別に定める審査委員会において審査を行うものとする。なお、調査及び審査に当たっては、次の各号に定める事項について検討するものとする。

- (1) 償還可能性
- (2) 事業の継続性
- (3) 投資内容の妥当性

2 産振構は、前項の調査及び審査に当たって、次の各号に該当する場合には、県に対し必要な助言を求めるものとする。

- (1) 貸付対象施設が建物又は構築物である場合（修理又は修繕を除く。）
- (2) 貸付対象施設の取得価格の総額が1億円以上である場合
- (3) その他支援事業者が必要と認める場合

3 産振構は、借入申請者に対し、第1項の調査及び審査において必要となる資料の提出を求めることができるものとし、借入申請者はこれに応じなければならない。

4 産振構は、第1項に規定する審査の結果、貸付決定すべきと判断した案件について、施設等整備支援事業のうち貸付事業に係る資金に関し県が定める貸付協議書又は貸付変更協議書を県に対して提出するものとする。

(貸付金の貸付決定)

第12条 産振構は、前条第4項の貸付協議書又は貸付変更協議書に対し、県から施設等整備支援事業のうち貸付事業に係る資金に関し県が定める貸付承諾書を受けた場合、借入申請者に対し貸付決定通知書(様式第3号)を送付し、貸付けの可否又は変更点を通知する。

(貸付申請の取り下げ)

第13条 借入申請者は、貸付決定の通知を受けた後において、自己の都合により貸付金の

借入の申請を取り下げようとするときは、借入申請取下書(様式第4号)を産振構に対して提出するものとする。

(支払完了報告)

第14条 第12条の規定による貸付決定を受けた借入申請者は、施設整備を完了し、かつ、経費の支払いを完了、若しくは経費の額が確定したときには、完了報告書(様式第5号)を作成し、支払い、若しくは経費の額を証明する関係書類を添えて速やかに産振構に報告しなければならない。

(貸付金額の確定等)

第15条 産振構は、前条の報告を受けた場合、現地調査等により貸付対象施設の整備及び貸付対象経費の内容等についての中間検査を行い、その報告内容が、貸付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき貸付金の額を確定し、借入申請者に貸付金額確定通知書(様式第6号)を送付して通知するものとする。

(契約書の作成)

第16条 借入申請者は、前条の中間検査等により確定した貸付金の交付を受けようとするときは、被災中小企業施設・設備整備資金貸付金請求書(様式第7号)を産振構に対して提出するものとする。

2 産振構は、前項の請求を受け、借入申請者の資金の受入体制を確認し、整備されていると認める場合は、借入申請者に対して被災中小企業施設・設備整備資金貸借契約書(様式第8号、以下「契約書」という。)を作成する旨通知するものとする。

3 借入申請者は、前項に規定する通知を受け、産振構に対し契約書を作成し、提出するものとする。

4 借入申請者は、前項に規定する契約書の作成に係る収入印紙その他の必要経費を負担す

るものとする。

(貸付金の交付手続)

第17条 産振構は、前条第3項に規定する契約書を受領した後、借入事業者に対し、口座振込により貸付金を交付するものとする。

2 借入申請者は、貸付金の交付に係る口座振込の手数料を負担するものとする。

(債権保全)

第18条 産振構は、必要に応じて担保を徴求する。貸付対象施設等は原則、担保として徴するものとする。

2 産振構は、必要に応じて保証人を徴求する。借入事業者が法人の場合であって、「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会)(以下「経営者保証に関するガイドライン」という。)の趣旨に照らし必要と認める場合は、当該法人の代表者等を連帯保証人として徴するものとする。

(担保の設定)

第19条 産振構は、第16条第3項に規定する契約書を受領した後、貸付対象施設のうち不動産には抵当権を設定し、その他の貸付対象施設には譲渡担保を設定するものとする。

2 借入申請者は、担保の設定に係る全ての経費を負担するものとする。

(手形の受領)

第20条 産振構は、第9条第1項に規定する手形差入れにより償還する場合、前条第1項に規定する担保の設定後、あらかじめ借入申請者から契約書の償還期日・償還金額による手形を受領するものとする。

(公正証書の作成)

第21条 産振構は、貸付金の債権保全を図るため、第17条に規定する貸付金の交付後、強制執行承諾条項を付した金銭消費貸借契約公正証書を作成することとし、産振構職員が産振構、借入事業者及び連帯保証人の委任を受けて作成するものとする。

2 借入申請者は、公正証書の作成に係る全ての経費を負担するものとする。

(資産計上の報告)

第22条 貸付金の交付を受けた借入申請者（以下「借入事業者」という。）は、貸付対象施設の整備後、速やかに固定資産台帳その他の資料を作成し、貸付対象施設に係る資産計上の事実を原則として当該事業年度終了後6か月以内に書面により産振構に対して明らかにしなければならない。

(完了検査)

第23条 産振構は、借入事業者から提出された前条に規定する資産計上の報告の内容により、貸付対象施設に係る資産計上の事実を検査する。

(届出及び承認事項等)

第24条 借入事業者は、自身又は連帯保証人の住所、氏名若しくは名称、代表者の変更、合併、会社の分割その他産振構に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面により産振構に届け出なければならない。

2 借入事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ産振構の承認を受けなければならない。

(1) 貸付金の償還方法の変更を必要とするとき

(2) 貸付金の償還期限を延長又は短縮しようとするとき

(3) 貸付金に係る債務を承継しようとするとき

- (4) 連帯保証人を変更しようとするとき
 - (5) 貸付対象施設の設置場所を変更しようとするとき
 - (6) 貸付対象施設の現状変更、貸与又は使用の中止、若しくはその運営を他人に委託しようとするとき（ただし、第4条に規定する貸付事業の内容を逸脱しない場合に限る。）
- 3 借入事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに産振構に届け出てその指示を受けなければならない。
- (1) 災害その他の理由により、貸付対象施設が滅失し、又は使用不能となったとき
 - (2) 貸付対象施設を廃止しようとするとき
 - (3) 連帯保証人が死亡し、住所若しくは居所が不明となり、又は保証能力を有しなくなったとき
 - (4) 担保物件が滅失し、又はその価値を著しく減じたとき
 - (5) 事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止し、又はその経営について重大な変動があったとき
 - (6) 第26条第1項第1号から第4号までに規定する事由が発生したとき
- 4 産振構は前項の報告を受けたときは、県に届け出て、その指示を受けるものとする。
- 5 借入事業者が自然人である場合に、借入事業者が死亡したときは、その相続人は速やかに産振構に届け出るものとする。
- 6 借入事業者は、産振構が増担保の提供、保証人の変更又は担保の変更を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(期限前償還)

第25条 借入事業者は、貸付金を償還期限前に償還しようとするときは、期限前償還申請書(様式第9号)を産振構に提出するものとする。

- 2 産振構は、前項に規定する申請の内容について適当と認めたときは、これを承認し、借入事業者に対し期限前償還承認書(様式第10号)を送付して通知し、繰上償還させるこ

とができる。

(期限の利益の喪失)

第26条 産振構は、借入事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、借入事業者に対する通知催告を必要とせず、償還期日前であっても償還金の全部を償還させることができる。この場合において、産振構は、直ちに県に通知することとする。

- (1) 破産、民事再生、特別清算若しくは会社更生各手続き開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき
- (2) 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- (3) 前2号のほか、借入事業者が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき、自ら営業の廃止を表明したとき、若しくは私的整理を開始したとき等支払いを停止したと認められる事実が発生したとき
- (4) 貸付金以外の債務につき仮差押え、仮処分、強制執行、滞納処分又は競売の申立てを受けたとき
- (5) 所在不明となったとき

2 産振構は、借入事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ県に通知したうえで、借入事業者に対する請求により償還期日前であっても償還金の全部又は一部を償還させることができる。

- (1) 貸付金の償還を怠ったとき
- (2) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき
- (3) この要綱若しくは第16条第2項に基づく契約に違反し、又は虚偽の申請により貸付金の貸付けを受けたとき
- (4) 資金貸付の目的の達成が困難であるとき
- (5) 貸付対象施設に係る事業を廃止したとき
- (6) 貸付対象施設を譲渡又は交換したとき

- (7) 貸付対象施設に質権又は抵当権の設定をしたとき
- (8) 第22条に規定する資産計上の報告を怠ったとき
- (9) 第23条の規定による完了検査の結果、資産計上の事実を確認できなかったとき
- (10) 正当な理由がなく第24条第1項から第3項までに規定する産振構への届出、報告等を怠ったとき
- (11) その他正当な理由がなく、貸付けの条件に違反し、又は産振構の指示に従わなかったとき

(違約金)

第27条 産振構は、借入事業者が償還期日までに貸付金を償還しなかったときは、当該償還期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した金額につき年10.75%の割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。ただし、産振構が特にやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

2 産振構は、借入事業者が第25条第2項の規定に基づく承認を受け、又は前条第1項の各号若しくは第2項第1号、第4号から第7号までに該当し、期限前償還の請求を受けた金額を支払期日までに支払わなかったときは、当該支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した金額につき年10.75%の割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。ただし、産振構が特にやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

3 産振構は、前条第2項第2号、第3号又は第8号から第11号までの各号に該当することを理由として期限前の償還の請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から支払の日までの日数に応じ、貸付金の金額につき年10.75%の割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。ただし、産振構が特にやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

4 前3項の請求をするときは、あらかじめ県に通知するものとする。

5 違約金の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 第1項から第3項までに定める年当たりの割合は、平年又はうるう年を問わず、365日当たりの割合とする。
- (2) 100円未満の端数金額に対しては、違約金を付さないものとする。
- (3) 第1項から第3項までに定める違約金の計算の起算日後、10日以内に借入事業者が請求を受けた金額を支払った場合は、違約金を付さないものとする。
- (4) 支払い期日が金融機関の休業日であって、次の営業日に元金の支払いが行われたときの違約金の計算については支払期日に支払があったものとして取り扱う。
- (5) 違約金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(徴収費用の負担)

第28条 借入事業者が償還金その他の納入金の納入を怠ったため産振構が特に徴収に要した費用は借入事業者が負担するものとする。

(償還の猶予)

第29条 産振構は、災害、経済事情の著しい変動、その他特別な事情により貸付金の償還が著しく困難であると認める貸付けの相手方(以下、「債務者」という。)に対し、次の各号の要件に適合する場合、当該債務者からの被災中小企業施設・設備整備資金貸付に係る償還猶予・償還期間延長申請書(様式第11号)による申請に基づき、県の承認を得て、償還の猶予又は最終償還期限の延長を認めることができる。

- (1) 事業の継続が見込まれるものであること。
- (2) 期日の到来した元金、支払うべき違約金について延滞がないこと。
- (3) 貸付けに係る償還が、債務者の他の金融機関への返済と比較して著しく不利益に扱われていないと認められること。

2 前項の最終償還期限の延長は、当初の最終償還期限から原則として10年を限度とする。

(弁済金の充当順序)

第30条 産振構は、貸付に係る弁済金を充当する順序（以下「充当順序」という。）については、次のとおり取り扱うものとする。

- 2 弁済金は、違約金、元金の順序で約定期日の先ず到来した債権等へ充当するものとする。
- 3 産振構は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であって、債務者等（債務者、債務者の相続人、連帯保証人及び連帯保証人の相続人をいう。以下同じ）の償還に対する誠意の有無、債務者等の償還意欲への影響等を総合的に勘案して、充当順序を変更することが徴収上有利であると認められる場合には、県の承認を得て、充当順序を変更することができる。
 - (1) 債務者が事業を継続して実施する場合であって、充当順序の変更なしでは、弁済に大幅な期間を要すると判断される場合
 - (2) 債務者が事業を継続して実施している以外の場合にあつては、担保権の実行により債権等の全額回収が見込めない、又は担保権の実行が著しく困難であると判断される場合、かつ、充当順序の変更なしでは、保証人等（貸付けに係る連帯保証人及び当該連帯保証人の相続人をいう。）からの弁済に大幅な期間を要すると判断される場合

(履行延期の特約等)

第31条 産振構は、債務者が倒産等の状態にある債権、償還が延滞している債権又は第29条の適用を受けている債権（以下「延滞債権等」という。）について、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、県の承認を得て、履行期限を延長する特約を付した変更契約を締結するものとする。

- (1) 債務者等が無資力又はこれに近い状態（経営者保証に関するガイドラインに基づき決定された残余資産を手元に残す場合を含む。以下同じ。）にあるとき。
- (2) 債務者等が債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、当該債務者等が現

に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者等について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者等が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき

(4) 次条第1項各号(第1号を除く。)により県の承認を得て償還等の免除をした後の債権等にかかる弁済計画が妥当と認められるとき

2 産振構は、前項の規定により履行期限の延長の特約をする場合においては、違約金を請求するものとする。ただし、前項第1号及び第4号により履行期限を延長する特約をする場合はこの限りでない。

3 産振構は、第1項の規定により履行期限を延長する特約をする場合においては、履行期限を延長する特約をする日から10年以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行期限を延長する特約をすることを妨げない。

4 第1項の規定により履行期限を延長する特約をする場合における貸付金の償還方法は、定期償還又は元金均等若しくは不均等の割賦償還の方法によるものとする。

5 産振構は、第1項第1号に該当すると認められる延滞債権については、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、履行期限を延長する特約をするものとする。

(1) 物的担保について、次のいずれかの要件に該当する場合

ア 産振構の貸付事業に係る担保物件が存在しないとき。

イ 当該貸付事業に係る担保物件の価額が、担保権を実行した場合の費用及び当該貸付に優先権を有するほかの債権等の合計額を超えないと見込まれるとき。

ウ 当該担保物件の処分が著しく困難と認められるとき。

(2) 債務者等について、次のいずれかの要件に該当する場合

ア 倒産又は事業の廃止があったとき。

イ 債務超過の状態が長期間継続し、将来の収益の見込みが全くないとき、又は債務に

比して収益力が著しく低いとき。

ウ 災害、事故等の事情により著しい被害を受け、事業の継続が困難なとき。

エ 死亡、行方不明（住所及び居所が不明となった日から1年以上経過したもの）その他これらに準ずる状態にあるとき。

オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する被保護世帯又は生活困窮者（生計費の額が民事執行法施行令（昭和55年政令230号）第2条に定める額以下である者をいう。）であるとき。

カ 資力喪失等のため金融機関が債権の放棄又は免除を行ったとき。

（償還の免除）

第32条 産振構は、次の各号のいずれかに該当する場合において、債務者に係る元金及び違約金（以下「債権等」という。）について弁済を受ける見込みがないと認める場合には、県の承認を得て、当該債権等を放棄又は譲渡することができる。

（1）全ての債務者等において、前条第5項各号のいずれにも該当する場合又は次条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、当該債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込みがないとき。

（2）債権者等について、民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生計画認可の決定が確定した場合又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生計画認可の決定があった場合であって、かつ、他に弁済する能力のある者が存在しないとき。

（3）産振構と債務者との間における裁判上の和解又は民事調停法（昭和26年法律第222号）並びに特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による調停が成立したとき。

（4）債務者が倒産又は事業の廃止等により弁済することができない状態であって、その債務者に対する債権につき、弁済の責に任ずべき他の者との裁判上の和解又は調停が成立した場合であって、かつ、ほかに弁済する能力のある者が存在しないとき。

- (5) 中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生計画が成立したとき。
- (6) 「私的整理に関するガイドライン」に基づく再建計画等、合理的な計画が成立したとき。
- (7) 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき保証債務の整理を行ったとき。

(徴収停止)

第33条 産振構は、債務者に対する債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、当該債務者にこれを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるものであって、当該債権に係る債務者等が次の各号のいずれかに適合すると認める場合には、県の承認を得て、債務者に対する債権の保全及び取立てに関する事務を要しないものとして整理（以下「徴収停止」という。）することができる。ただし、物的担保（当該貸付けに係る担保物件の価額が、担保権を実行した場合の費用及び当該貸付けに対して優先権を有する他の債権等の合計額を超えないと見込まれる担保を除く。以下同じ。）の付されている債権は、徴収停止の措置は行わない。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合（当該債務者に対する債権につき、弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について次号に掲げる事情がない場合を除く。）
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合又は次に掲げる事項に該当する場合
 - ア 債務者が行方不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えると認められるが、その超える金額の全部を当該貸付けに対して優先権を有する他の債権等の弁済に充てなければならないと認められる場合
 - イ 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、相続財産の価額が強制執行の費用及び当該貸付けに対して優先権を有する他の債権等の弁済に充てなければならない金額の合計額を超えないと認められる場合

ウ 債権について履行の請求後又は保全措置をとった後、債務者が国外に住所地を移転し、将来日本国内に住所地を有する見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該貸付けに対して優先権を有する他の債権等の弁済に充てなければならない金額の合計額を超えないと認められる場合

エ その他債務者等が第30条第5項第2号のいずれかの要件に該当し、将来にわたり回収不能と認められる場合

(3) 債務者に対する債権が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められる場合

2 産振構は、徴収停止の措置を行った債権について、当該措置をとった後に事情の変更等によりその措置を維持することが不適當となったことを知ったときは、直ちにその措置を取りやめるものとする。

3 産振構は、徴収停止の措置を行った債権のうち、消滅時効の期間を経過した債権について、債務者等が時効を援用した場合には、債権の消滅の手続きを行うものとする。

(償却)

第34条 産振構は、債務者等に対する債権について、回収不能又は回収が著しく困難と判断するときは、次項に定める償却基準に基づき、当該債権について償却することができる。

2 産振構は、債務者等に対する債権について、第31条第5項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該債権を償却することができる。ただし、保証人等からの回収が見込まれる場合を除く。

(調査を受ける義務)

第35条 借入事業者は、産振構の役職員又は産振構の指名する者が施設の維持管理について調査を行う場合、これを拒んではならない。

(利用状況報告)

第36条 借入事業者は、毎事業年度終了後速やかに、貸付対象施設に係る毎事業年度末現在における利用状況について、利用状況報告書（様式第12号）及び当該事業年度の決算状況を証する書類を産振構に提出するものとする。

（情報の提供及び助言）

第37条 産振構は、借入事業者に対し、資金の貸付に係る施設が、償還期間、適正かつ効率的に使用されるよう適切な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 産振構は、前項の運用を確保するため適切な措置を講じるものとする。

（関係機関との連携）

第38条 産振構は、貸付対象者の選定ならびに情報の提供及び助言については、県、政府関係中小企業金融機関その他の関係機関と有機的連携をもって行うものとする。

（外部委託）

第39条 産振構は、支援事業の公正な運営の確保に支障を生じない範囲で、利用者に対する利便性の向上、事業運営の効率化等のため、予め知事の承認を得て、当該事業に係る業務の一部について外部に委託することができるものとする。

（債権管理）

第40条 本事業に係る債権管理の規定は、別に理事長が定めるものとする。

（貸付金の免除申し出）

第41条 産振構は、第34条による償却を行い、償却額が本事業に係る貸倒引当金を上回る場合、その上回る金額について県からの当該事業に係る貸付金について免除を求めるものとする。

(管理事業の内容)

第42条 産振構は、県貸付要綱第24条から第31条までの規定に基づき、管理事業を実施するものとする。

(その他必要な事項)

第43条 産振構は、この要綱に定めるもののほか、貸付事業の円滑かつ適正な運営を確保するために必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成30年10月15日から施行する。

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

公益財団法人ひろしま産業振興機構
理事長 様

借入申込書

被災中小企業施設・設備整備支援事業について借入れを申し込みます。
なお、貸付けの決定及び資金の交付を受けることとなった場合は、借入金額、償還方法、連帯保証人及び担保については、貴財団の指示に従います。

申 込 人	フリガナ		本 社 住 所	〒		Tel	
	法人名			フリガナ			
	フリガナ						
	氏名 又は 代表者名		印	〒		Tel	
	フリガナ			フリガナ			
	フリガナ						
	フリガナ		営 業 所 又 は 工 場 等				
商号 (個人の方のみ記入)							
資 本 金		従 業 員	常用(役員・家族) 常用(役員・家族除く) 臨時(パート含む)	名 名 名	生年月日 又は 設立年月日	明 大 昭 平 年 月 日	
業 種	(主たる業種) (従たる業種)				取扱品目		% %

補助金の グループ名		グループ補助金の認定番号 (4桁-3桁)	
---------------	--	-------------------------	--

申込金額	千円	資 金 調 達 計 画	総額 千円				
申込期間	年 月		内訳				
据置期間	年 月		本件申込	補助金	自己資金	その他借入*	*その他借入先の明細
			千円	千円	千円	千円	

復旧する施設・設 備の内容	施設	1.建替 2.修繕	復旧の状況	1 復旧完了 2 復旧に着手進行中
	設備	1.入替 2.修繕		3 復旧未着手

被災した施設・設備の所在地	
---------------	--

注 住所・氏名は印鑑証明書のとおり正確に記入して下さい。

<別紙>

【資金運用表】・豪雨災害に係る復旧・整備費用と調達方法を記入下さい。尚、合計額は借入申込書の資金調達計画の総額と一致させて下さい。

(単位：千円)

申込施設・設備		資金調達計画		つなぎ融資を受ける場合	
				金融機関名	借入金額
施設関連		当制度			
設備関連		グループ補助金			
		自己資金			
		金融機関借入			
		その他補助金・保険金			
		その他 ()			
	計		計		計

【施設・設備内訳表】

施設・設備名	形式・規格	法定耐用年数	単 価 (千円)	数 量	金 額 (千円)
				計	
設置時期			設置場所		
施設・設備の必要性と効果など					

様式第2号

年 月 日

公益財団法人ひろしま産業振興機構
理事長 様

申請者
住所
法人名
商号
※個人の方のみ記入
氏名又は代表者名 印

借入変更申込書

被災中小企業施設・設備整備支援事業につきまして、下記のとおり変更したいので、申し込みます。

記

	変更前の内容	変更後の内容
変更事項		
変更理由		

(添付書類)

- 1 変更のあった書類、新たに提出された書類

住所
法人名
商号
氏名又は代表者名 様

公益財団法人ひろしま産業振興機構
理事長

印

貸付決定（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました被災中小企業施設・設備整備資金の借入について、下記により貸付けを決定します（承認できませんのでお知らせします）。

なお、貸付額については、貸付対象施設又は設備の整備を完了し、かつ、経費の支払いを完了若しくは経費の額が確定した後、当財団が検査を行い、その検査結果に基づき確定した額を交付しますので、申し添えます。

記

- 1 対象施設 _____
- 2 貸付決定金額 金 _____ 円
- 3 貸付条件
 - (1) 貸付形式 証書貸付
 - (2) 償還期間 年
 - (3) 据置期間 年
 - (4) 償還方法 定期償還（月賦、半年賦、年賦）
 - (5) 利率 無利子

様式第4号

年 月 日

公益財団法人ひろしま産業振興機構
理事長 様

申請者
住所
法人名
商号
※個人の方のみ記入
氏名又は代表者名 印

借入申請取下書

年 月 日付で申請した被災中小企業施設・設備整備資金の借入については、下記の理由により取下げます。

記

- 1 借入申請年月日 年 月 日
- 2 対象施設 _____
- 3 借入申請金額 金 _____ 円
- 4 取下げ理由 _____

様式第5号

年 月 日

公益財団法人ひろしま産業振興機構
理事長 様

申請者
住所
法人名
商号
※個人の方のみ記入
氏名又は代表者名 印

完了報告書

年 月 日付け 第 号で貸付決定された被災中小企業施設・設備整備資金について、下記のとおり施設及び設備の整備を完了し、かつ、経費の支払いを完了しましたので 報告します。

記

1 対象施設

2 施設・設備設置及び支払状況

貸付対象 施設・設備	契 約 年月日	設置(修繕) 年月日	支払状況			備 考
			支払年月日	支払金額 (円)	支払方法	
			支払金額 合計		円	

様式第6号

第 号
年 月 日

住所
法人名
商号
氏名又は代表者名 様

公益財団法人ひろしま産業振興機構
理事長

印

貸付金額確定通知書

年 月 日付で申請のありました被災中小企業施設・設備整備資金の借入について、審査の結果、下記により貸付金額を確定します。

記

- 1 対象施設 _____
- 2 貸付確定金額 金 _____ 円
- 3 貸付条件
 - (1) 償還期間
 - (2) 据置期間
 - (3) 償還方法

公益財団法人ひろしま産業振興機構
理事長 様

借入者
住所
法人名
商号
※個人の方のみ記入
氏名又は代表者名

印

請 求 書

年 月 日付け 第 号で貸付確定された被災中小企業施設・設備整備資金
について、関係書類を添えて貸付金を請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先 (1) 金融機関名 (支店 (所) 名も記入)

(2) 口座名義

(3) 口座種類及び番号

(種別) 普通・当座 (番号)

被災中小企業施設・設備整備資金貸借契約書

債権者公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「甲」という。）、債務者〇〇〇（以下「乙」という。）及び連帯保証人〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、平成30年7月豪雨に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業による資金の貸付について、次のとおり金銭消費貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

（目的）

第1条 甲は、乙が設置する別記1記載の貸付対象施設・設備（以下「対象施設」という。）の整備費の一部として、乙に対し次の約定で金銭を貸し渡し、乙はこれを借り受けた。

- (1) 貸付金額 金〇〇〇〇〇円
- (2) 貸付日 〇〇〇〇年 〇月〇日
- (3) 利息 無利子
- (4) 償還期限 〇〇〇〇年 〇月〇日
- (5) 償還期日及び償還方法

〇〇〇〇年〇月〇日を第1回償還とし、それ以降〇〇〇〇年〇〇月まで毎月〇日（償還日が金融機関の休日の場合は金融機関の翌営業日）に口座振替により償還する。

- (6) 償還額 第1回償還額 金〇〇〇〇〇円
第2回以降償還額 金〇〇〇〇〇円

（連帯保証人）

第2条 丙は、乙の甲に対する本契約上の債務について乙から委託を受けて連帯保証し、乙と連帯して本契約上の債務及びこれに付帯する違約金その他いっさいの債務について履行の責任を負う。

2 乙は、丙に対し、本契約締結前に次の情報を提供していることを確約する。

- (1) 乙の財産および収支の状況
- (2) 乙が本債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況の確認
- (3) 乙が、本債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 丙は、乙から、本契約締結前に次の情報を提供されていることを確約する。

- (1) 乙の財産および収支の状況
- (2) 乙が本債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況の確認
- (3) 乙が、本債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

4 丙から甲に対して請求があったときは、乙は、甲が丙に対し、次の情報を提供することにつき、予め承諾するものとし、又、甲は丙に対し、次の情報を提供しなければならない。

- (1) 本債務の元本及び違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無並びにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額

5 甲が連帯保証人の1人に対して履行の請求をしたときは、主債務者及び他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。

(抵当権の設定)

第3条 乙は、本債務の担保として別記2記載の不動産（以下「抵当物件」という。）に抵当権を設定するものとする。

2 乙は、本契約締結後直ちに抵当権設定の登記手続を行い、その不動産登記簿謄本を甲に提出する。

(譲渡担保)

第4条 乙は、本債務の担保とするため別記3記載の設備（以下「譲渡担保物件」という。）を譲渡する。

2 乙は甲に対し、本契約締結と同時に譲渡担保物件を占有改定の方法により甲に引き渡す。なお、乙は譲渡担保物件について、甲の所有に属する旨の表示の貼付に同意するものとする。

3 乙は、譲渡担保物件を甲のために占有し、善良なる管理者の注意をもって使用及び管理しなければならない。

4 乙は、譲渡担保物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように、乙の責任と費用負担で保守、点検、整備を行い、譲渡担保物件が損傷を受けたときは、乙は直ちに甲に書面で通知するとともに、その原因の如何を問わず乙の責任と費用負担で修理・修復を行う。

5 乙は、譲渡担保物件に係る公租公課その他使用に関して生ずる一切の費用を負担する。

6 譲渡担保物件により、第三者が損害を受けた場合、乙がこれを賠償する。乙及び乙の従業員が損害を受けた場合も同様とする。

7 乙は、譲渡担保物件の全部若しくは一部を、第三者に譲渡、転貸し、運営を他に委託し又は担保に供してはならない。

8 乙は、譲渡担保物件について第三者から差押え、仮差押え、仮処分又は公租公課滞納処分等により甲の権利が侵害されるおそれが生じたときは、当該施設が甲の譲渡担保の対象物件であることを主張証明するとともに、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

9 乙が、第10条記載の期限の利益の喪失事由のいずれかに該当したときは、甲は、通知催告を要せず、乙に対し、直ちに譲渡担保物件及びこれと一体として付加した物件の全部を現実に引渡すことを請求することができる。

10 乙は、甲から前項の請求があったときは、直ちにこれに応じ、甲の指定する場所で譲渡担保物件を引渡さなければならない。

11 甲が、譲渡担保物件につき、前項に基づく現実の引渡しを受けたときは、引渡しを受ける都度、当該譲渡担保物件の所有権を確定的に取得する。

12 甲は、譲渡担保物件につき、第11項に基づく現実の引渡しを受けたときは、甲の選択により、譲渡担保物件を相当の基準に従って甲が評価した金額又は相当の基準に従って処分した金額から、その評価又は処分に要した一切の費用を差引いた金額をもって、乙の甲に対する債務に弁済充当する。

13 譲渡担保物件による弁済が乙の甲に対する債務の一部弁済になるときは、弁済充当の順序は、甲の任意の選択による。

14 譲渡担保物件による弁済額が乙の甲に対する債務の弁済に不足するときは、乙は直ちに不足額を甲に弁済し、譲渡担保物件による弁済額が乙の甲に対する債務の額を超えるときは、甲は直

ちにその剰余額を乙に返還する。

(届出事項の変更)

第5条 乙は、乙又は丙の住所、氏名若しくは名称、代表者の変更、合併、会社の分割その他甲に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

2 丙は、丙の住所、氏名若しくは名称、代表者の変更、合併、会社の分割その他甲に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

(承認等)

第6条 乙は、貸付金の償還完了に至るまでの間、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(1) 貸付金の償還方法を変更するとき

(2) 貸付金の償還期限を延長又は短縮しようとするとき

(3) 貸付金に係る債務を承継しようとするとき

(4) 丙を変更しようとするとき

(5) 対象施設の所在地を変更しようとするとき

(6) 対象施設の現状を変更しようとするとき、第三者に貸与しようとするとき、使用を中止しようとするとき、若しくは運営を他人に委託しようとするとき（ただし、貸付事業の内容を逸脱しない場合に限る。）

2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲に届け出てその指示を受けなければならない。

(1) 災害その他の理由により、対象施設が滅失し、又は使用不能となったとき

(2) 対象施設を廃止しようとするとき

(3) 丙が死亡し、住所若しくは居所が不明となり、又は保証能力を有しなくなったとき

(4) 抵当物件及び譲渡担保物件（以下「担保物件」という。）が滅失したとき、又はその価値を著しく減じたとき

(5) 事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止し、又はその経営について重大な変動があったとき

(6) 第10条第1項第1号から第4号までに規定する事由が発生したとき

3 乙が死亡したときは、その相続人は速やかに甲に届け出なければならない。

4 乙は、甲が増担保の提供、保証人の変更又は担保の変更を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(資産計上の報告)

第7条 乙は、対象施設の整備後、速やかに固定資産台帳その他の資料により、対象施設に係る資産計上の事実を書面により甲に対して明らかにする。

2 前項による確認により資産計上の事実が確認できない場合は、甲は乙に対して貸付金の繰上償還を命じ、乙はこれに応じる。

(損害保険又は共済の付保)

第8条 乙は、対象施設に対し、甲の指示に基づき、貸付対象期間中継続して乙を被保険者とする損害保険又は共済（以下「保険」という。）を付ける。

2 乙は保険証書を甲に提出し、甲のため保険金請求権の上に質権を設定する。

3 保険事故が発生したときは、乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、保険金受取に必要な

一切の書類を甲に交付する。

4 前項により、保険金が甲に支払われた場合、第2条の規定にかかわらず、その金額をこの契約に係る債務の弁済に充当する。この場合、乙は弁済充当の方法につき一切異議を申立てない。

(期限前償還)

第9条 乙は、貸付金を償還期日前に償還しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(期限の利益の喪失)

第10条 乙は、次の各号に該当するときは、甲からの通知催告なく、この契約による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全部を弁済する。

(1) 破産、民事再生、特別清算若しくは会社更生各手続き開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき

(2) 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

(3) 前2号のほか、乙が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき、自ら営業の廃止を表明したとき、若しくは私的整理を開始したとき等支払いを停止したと認められる事実が発生したとき

(4) 貸付金以外の債務につき仮差押え、仮処分、強制執行、滞納処分又は競売の申立てを受けたとき

(5) 所在不明となったとき

2 乙は、次の各号に該当するときは、甲の請求によりこの契約による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに残存債務の全部又は一部を弁済する。

(1) 貸付金の償還を怠ったとき

(2) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき

(3) 規定若しくは契約に違反し、又は虚偽の申請により貸付金の貸付けを受けたとき

(4) 資金貸付の目的の達成が困難であるとき

(5) 対象施設に係る事業を廃止したとき

(6) 対象施設を譲渡又は交換したとき

(7) 対象施設に質権又は抵当権を設定したとき

(8) 正当な理由がなく第5条、第6条第1項又は第2項の規定に違反したとき

(9) 第7条第1項の規定に違反したとき

(10) その他正当な理由がなく、貸付けの条件に違反し、又は甲の指示に従わなかったとき

3 丙は、乙に第1項各号の事由が生じたときは、甲からの通知催告なく、この契約による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全部を弁済する。

4 丙は、乙に第2項各号の事由が生じたときは、甲の請求によりこの契約による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全部を弁済する。

5 乙が期限の利益を喪失した場合に、甲が、丙に対し、その利益の喪失を知ったときから2か月以内にその旨を通知しなかったときは、甲は、丙に対し、乙が期限利益を喪失したときから同項の通知を現にするまでに生じた違約金（期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。）にかかる保証債務の履行を請求することができない。

(違約金)

第11条 乙は、第1条に定める償還期日までに貸付金を償還しなかったときは、当該償還期日の

翌日から支払の日までの日数に応じて、その延滞した金額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を、甲に対し支払う。

- 2 乙は、第9条に定める期限前償還の承認を受け、又は前条第1項の各号若しくは第2項第1号、第4号から第7号までに該当し、期限前償還の請求を受けた金額を支払期限までに支払わなかったときは、当該支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じて、その延滞した金額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を、甲に対し支払う。
- 3 乙は前条第2項第2号、第3号、第8号から第10号までの各号に該当して、期限前償還の請求を受けた場合は、貸付の日から償還の日までの日数に応じ、期限前償還額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を、甲に対し支払う。
- 4 前3項の規定にかかわらず、甲がやむを得ない事由があると認めるときは、違約金を減額又は免除することができる。

(反社会的勢力の排除)

第12条 乙又は丙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 乙又は丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 乙又は丙は、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、乙との取引を継続することが不適切である場合には、乙は甲から請求があり次第、甲に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務全額並びにこれに対する貸付の日から支払いの日まで年10.75パーセントの割合による違約金を弁済する。

(費用の負担)

第13条 乙は、この契約書の作成その他この契約から生ずる一切の費用を負担する。

(公正証書の作成)

第14条 乙及び丙は、この契約書を公正証書となし、それにこの契約に基づく債務を履行しないときは直ちに強制執行を受けても異議がない旨の約款を付することを承諾する。

2 甲、乙及び丙は、本契約成立後速やかに前項の公正証書を作成する。

(検査指示等)

第15条 乙は、甲が貸付金に関して行う検査、調査及び指示又は甲が求めた報告を拒むことはできない。

(利用状況報告)

第16条 乙は、毎事業年度終了後速やかに、対象施設に係る毎事業年度末現在における利用状況及び当該事業年度の決算状況を甲に報告するものとする。

(契約の改正)

第17条 この契約書に定める契約の条項を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上、被災中小企業施設・設備資金貸付要綱の規定範囲で、契約の改定を行うことができる。

(合意管轄)

第18条 甲、乙及び丙は、この契約に関する一切の訴訟について、広島地方裁判所を専属的管轄とすることに合意する。

(信義誠実)

第19条 甲、乙及び丙は、この契約の各条項で定める事項を誠実に遵守する。

この契約の成立を証するため本書1通を作成し、各自署名押印のうえ、甲がこの正本を保有するものとする。

年 月 日

甲 債権者	住 所	広島市中区千田町3丁目7番47号	
	法 人 名	公益財団法人ひろしま産業振興機構	
	代 表 者	理事長 池田 晃治	実印

乙 債務者	住 所		
	法 人 名		
	代表者職氏名		実印

丙 連帯保証人	住 所		
	氏 名		実印

別記1 貸付対象施設・設備

区分	施設名	所在地	種類	面積	取得価格(税込み)
施設					
区分	設備名	所在地	型式・規格	数量	取得価格(税込み)
設備					

別記2 抵当物件の表示

不動産の表示	所有者	順位
不動産番号 家屋番号 所在地 構造 種類 床面積		

別記3 譲渡担保物件の表示

番号	品名	型式・規格	製造番号	設置場所

抵当権設定契約書

抵当権者公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「甲」という。）、債務者〇〇〇（以下「乙」という。）及び抵当権設定者（以下「丙」という。）は、次のとおり抵当権設定契約を締結する。

(抵当権設定)

第1条 丙は、乙が〇〇年〇〇月〇〇日付け被災中小企業施設・設備整備資金貸借契約書（以下「原契約」という。）に基づき甲に対し負担する下記の借入金債務の履行を担保するため、甲に対し、末尾記載の不動産（以下「本件不動産」という。）の上に順位1番の抵当権を設定する。

記

借入金額	金〇〇〇〇円
利 息	無利息
償還期限	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
違約金	年10.75パーセント（年365日の日割計算）

(登記義務)

第2条 丙は、前条による抵当権設定の登記手続を速やかに行いその不動産登記簿謄本を甲に提出するものとし、これに要する費用は乙または丙の負担とする。

(抵当物件の処分・変更の禁止)

第3条 丙は、抵当物件の現状を変更し、または第三者のために権利を設定し若しくは譲渡し、賃貸しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(代担保、増担保)

第4条 丙は、原因のいかんを問わず、本件不動産が滅失・毀損したとき若しくはその価格が著しく減少したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 前項の場合、甲が代担保若しくは増担保を要求したときは、乙または丙はこれを差し入れなければならない。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、各自署名押印のうえ、甲がこの正本を保有するものとする。

年 月 日

甲 抵当権者	住 所	広島市中区千田町3丁目7番47号
	法 人 名	公益財団法人ひろしま産業振興機構
	代 表 者	理事長 池田 晃治

乙 債務者 住 所
法 人 名
代表者職氏名 実印

丙 抵当権設定者 住 所
氏 名 実印

不動産の表示

不動産の表示	所有者	順 位
不動産番号 家屋番号 所 在 構 造 種 類 床 面 積		

様式第9号

年 月 日

公益財団法人ひろしま産業振興機構
理事長 様

申請者 住 所
法人名
商号

※個人の方のみ記入

氏名又は代表者名

印

期 限 前 償 還 申 請 書

年 月 日付で貸借契約を締結した被災中小企業施・設備整備資金について、下記理由により期限前償還したいので申請します。

記

借入金額	金 _____ 円
償還済額	金 _____ 円
期限前償還申請額	金 _____ 円
期限前償還予定日	年 月 日
期限前償還の理由	

様式第10号

第 号
年 月 日

住所
法人名
商号
氏名又は代表者名 様

公益財団法人ひろしま産業振興機構
理事長 印

期限前償還承認通知書

年 月 日付で申請のありました被災中小企業施設・設備整備資金の
期限前償還について、審査の結果、下記のとおり承認します。

記

- 1 対象施設 _____
- 2 貸付日 年 月 日
- 3 貸付金額 金 _____ 円
- 4 償還済額 金 _____ 円
- 5 期限前償還額 金 _____ 円
- 6 期限前償還日 年 月 日

公益財団法人ひろしま産業振興機構
理事長 様

申請者 住 所
法人名
商号

※個人の方のみ記入

氏名又は代表者名

印

償還猶予・償還期間延長申請書

年 月 日付で貸付けを受けた被災中小企業施設・設備整備資金について償還猶予・償還期間延長を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 借入条件等

- (1) 契約年月日 年 月 日
(2) 貸付額 金 _____ 円
(3) 残 額 金 _____ 円

2 償還猶予・償還期間延長を受けようとする事由

事由	事由の詳細
災害・経済事情の著しい変動・その他特別な事情	

3 対象施設の状況

対象施設名	施設価格(円)	現状

4 償還猶予・償還期間延長を受けようとする期間及び方法

5 事業再建の現状及びその見通し

6 資金繰りの状況及び償還猶予・償還期間延長を必要とする理由

7 添付書類

- ・ 上記内容を証明する書類
（施設の写真，直近の決算書，資金繰り表等）
- ・ 市町村長等が発行する罹災証明等（災害を事由とする場合）

公益財団法人ひろしま産業振興機構
理事長 様

申請者 住 所
法人名
商号
※個人の方のみ記入
代表者 印

利用状況報告書

年 月 日付けで貸付けを受けた被災中小企業施設・設備整備資金で整備した施設又は設備（以下「貸付対象施設」という。）について、平成 年度の利用状況を報告します。

記

1 貸付条件等

(1) 契約年月日	年 月 日
(2) 貸付額	金 _____ 円
(3) 残 額	金 _____ 円

2 貸付対象施設の利用状況

※添付資料 当該事業年度の決算状況を証する書類